

令和7年度 第2回国立大学法人島根大学学長選考・監察会議＜議事要録＞

日 時：令和7年7月31日（木）10：02～11：45

場 所：本部棟5階 大会議室（対面及びWeb 会議）

出席者：大西議長，久保田委員，高塩委員，室崎委員，山口委員，吉山委員，
浅田委員（法文学部長），川路委員（教育学部長），山崎委員（人間科学部長），
石原委員（医学部長），亀井委員（総合理工学部長），
三原委員（材料エネルギー学部長），上野委員（生物資源科学部長）

欠席者：渡辺委員

オブザーバー：吉田監事

陪席者：大川理事，総務部長，総務課長，総務課係長

議決事項1. 学長の業務執行状況の確認について

議長及び事務局から，学長の業績評価の実施に関する申合せに基づき実施する学長の業務執行状況の確認方法について説明があった。

続いて，学長から令和6年度における業務執行状況の概要等についてヒアリングを行い，各委員との間で次の通り質疑応答があった。

（○委員からの質問事項 ●学長からの回答）

○地域医療のニーズに対する国立大学附属病院の役割について

●国立大学附属病院は地域医療の中核として重要な役割を担っているが，経費高騰などにより経営が非常に困難な状況となっている。経営努力のみでは限界があり，政治的な支援が不可欠であるため，学内や地域に窮状を訴えつつ，国会議員への働きかけを進めている。また，島根県の地域医療が抱える医師の偏在等の課題については，病院間の連携による効率化を模索している。

○県内就職率の数値設定について

●文科省からの指導も踏まえ，県内就職率34％という目標を設定した。これは「しまね産学官人材育成コンソーシアム」での合意に基づくものであり，コロナ前の上昇傾向を踏まえた数値であったが，現在は達成困難な状況となっている。

○大学運営における学長の姿勢について

●本学は地域の課題に向き合いながら持続可能な取組のモデルを構築することを目指している。特に島根県のような課題先進地域で成果を上げることができれば，日本や世界に対して先進的なモデルとして提示することができる。大学としての方向性は関係者と議論を重ねながら決定していく方針であり，本学の歴史・文化・環境を活かして地方国立大学としての責任を果たしていきたいと考えている。

○島根大学の取組の地域への情報発信について

●特に島根県西部における医療や産業等の課題解決に対する本学への期待を強く感じており、その期待に応えるべく各分野で支援を進めている。厳しい財政状況を含む現状を広く周知し、メディアの協力も得ながら情報発信を続けていきたいと考えている。

○中期目標の達成と地域独自性の発揮について

●島根県ならではの独自性を活かしながら、地域の皆さまからの支持を得られるよう意識しつつ、今後の取組を進めていきたい。

○教職員のモチベーション向上及び研究時間確保策について

●モチベーション向上については、給与面での対応に加え、大学が地域から大きな期待を寄せられていることを自覚し、その期待に応える姿勢や、課題先進地としての役割を果たすために持続可能な解決策を模索する姿勢を教職員全体で共有していくことが重要と考える。研究時間確保については、DXの導入による業務効率化や、教教分離を進める中で学士課程における教育体制の整理等を進めていきたい。

○他大学との連携状況及び今後のビジョンについて

●島根県立大学のような近隣の大学に加え、金属分野における東北大学のような地理的に離れた大学とも専門領域を通じた連携を進めている。また、教育面でもオンラインを活用した協力体制の構築を模索しており、議論を開始している。

引き続き、吉田監事から、学長の業務執行状況に対する意見聴取を行い、吉田監事から次の通り説明があった。

1. 令和6事業年度の業務執行状況について

(1)「本学の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか」について

本学の業務において法令等に違反する重大な事実はなく、本学の業務は法令等に従って適正に実施されていると認める。

(2)「本学の業務が、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうか」について

本学の業務が中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについて、指摘すべき事項は認められない。

(3)「内部統制システムの整備及び運用」について

本学の内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき重大な事項は認められない。

(4)「本学の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったとき」は、その事実

本学の学長及び理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はない。

2.（1. 以外の）学長の業務執行の状況について

学長の業務執行において、指摘すべき事項は認められない。

ヒアリング結果等を踏まえ、確認結果の内容について審議を行い、議長から提案のあった確認結果の案について異議なく議決された。

議決された確認結果は以下の通り。

「新たな体制の下で、中期目標・計画を中心とした目標・ビジョンの再整理を行い、一体性のある業務執行が進められていることを認めた。引き続き、着実な成果に期待する。」